

# 目 次

**目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。**

出席議員（16名）	1
会議録署名議員の指名	5
報告第9号 専決処分の報告について	5
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	5
議案第55号 利府町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	7
議案第56号 利府町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	8
議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第58号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第59号 利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例	13
議案第60号 利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第61号 令和7年度利府町一般会計補正予算	16
議案第62号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	31
議案第63号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算	31
議案第64号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算	32
議案第65号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算	32
議案第66号 製造請負契約の締結について	33
議案第67号 工事請負変更契約の締結について	33
議案第68号 指定管理者の指定について	35
議案第69号 指定管理者の指定について	35
議案第70号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について	38

議案第71号 町道の路線認定について .....	38
議案第72号 町道の路線廃止について .....	39
請願第2号 国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願 .....	39
請願第3号 診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める請願 .....	41
発議第3号 国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書（案） .	44
発議第4号 診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める意見書（案） .....	45
委員会の閉会中の継続調査の件 .....	48
議長辞任の件 .....	48
議長の選挙 .....	49
議席の一部変更 .....	52
常任委員の選任 .....	52
議長の常任委員、議会運営委員及び議会活性化特別委員辞任の件 .....	52
議会運営委員の選任 .....	53
議会活性化特別委員の選任 .....	53

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和7年12月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（16名）

1番	郷右近 佑 悟 君	2番	阿 部 彦 忠 君
3番	須 田 聡 宏 君	4番	高 木 綾 子 君
5番	皆 川 祐 治 君	6番	鈴 木 晴 子 君
7番	金 萬 文 雄 君	8番	土 村 秀 俊 君
9番	浅 川 紀 明 君	10番	今 野 隆 之 君
11番	小 渕 洋一郎 君	12番	高 久 時 男 君
13番	伊 藤 司 君	14番	鈴 木 忠 美 君
15番	羽 川 喜 富 君	16番	永 野 涉 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	村 田 晃 君
総務部総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	和 田 あずみ 君
総務部危機対策課長	戸 枝 潤 也 君
総務部デジタル推進室長	後 藤 俊 寿 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
企画部秘書政策課長	千 葉 友 弥 君
企画部財務課長	石 垣 伴 彦 君
企画部スポーツ振興課長	門 田 唯 志 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
町民生活部町民課長	吉 田 雄 一 君
町民生活部税務課長	高 橋 活 博 君
町民生活部生活環境課長	鈴 木 健 二 君

令和7年12月定例会会議録（12月5日 金曜日分）

保健福祉部長兼地域福祉課長	谷 津 匡 昭 君
保健福祉部子ども支援課長	加 藤 典 子 君
保健福祉部健康推進課長	小 原 晶 子 君
保健福祉部子ども家庭センター所長	柏 崎 裕 子 君
経 済 産 業 部 長	藤 岡 章 夫 君
経済産業部商工観光課長	佐 藤 瑞 穂 君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	佐 藤 真 文 君
都 市 開 発 部 長	福 島 俊 君
都市開発部都市整備課長	加 藤 智 大 君
都市開発部施設管理課長	大和田 浩 史 君
上 下 水 道 部 長	川 口 優 君
上下水道部上下水道課長	鈴 木 崇 裕 君
会 計 管 理 者	千 田 耕 也 君
会 計 課 長	大 枝 大 将 君
教 育 部 長	阿 部 昭 博 君
教育部教育総務課長	小野寺 厚 人 君
教育部生涯学習課長 兼郷土資料館長	古 澤 晃 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
保健福祉部地域福祉課補佐 兼障がい福祉係長	千 葉 暁 子 君
保健福祉部地域福祉課介護福祉係長	八 卷 梓 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	太 田 健 二 君
議 事 係 長	戸 石 美 佳 君
主 査	鈴 木 則 昭 君
主 事	斉 藤 杏 太 君

---

議 事 日 程 （第3日）

令和7年12月5日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 9号 専決処分の報告について
- 第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第55号 利府町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 5 議案第56号 利府町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 6 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第58号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第59号 利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第60号 利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第61号 令和7年度利府町一般会計補正予算
- 第11 議案第62号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第12 議案第63号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第64号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算
- 第14 議案第65号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第15 議案第66号 製造請負契約の締結について
- 第16 議案第67号 工事請負変更契約の締結について
- 第17 議案第68号 指定管理者の指定について
- 第18 議案第69号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第70号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第20 議案第71号 町道の路線認定について
- 第21 議案第72号 町道の路線廃止について
- 第22 請願第 2号 国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願
- 第23 請願第 3号 診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める請願

- 第24 委員会の閉会中の継続調査の件
  - 第25 議長辞任の件
  - 第26 議長の選挙
  - 第27 議席の一部変更
  - 第28 常任委員の選任
  - 第29 議長の常任委員、議会運営委員及び議会活性化特別委員辞任の件
  - 第30 議会運営委員の選任
  - 第31 議会活性化特別委員の選任
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第31まで

追加日程第1 発議第3号 国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める  
意見書（案）

追加日程第2 発議第4号 診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善  
と医療機関や介護施設の経営改善を求める意見書（案）

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和7年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、8番 土村秀俊君、9番 浅川紀明君のお二方を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

#### 日程第2 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、報告第9号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号専決処分の報告についての報告を終わります。

---

#### 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今回、しらかし台中学校の地下ピットで灯油と、それから水道管からの漏水が発生したということなんですけれども、この原因についてはどういうことが考えられるのか。また、その対策についてどう取っているのか。それから、実際にそれが発覚してから、どれぐらいの時間が経過して発覚に至ったのか。その詳細な経緯を説明願いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず、原因と対策というところでございますけれども、原因箇所については、地下の点検口、地下ピットと呼ばれるところの中の、灯油、漏水についても、いずれも接続の部分、そういったところから漏れが発生していたというところでございます。

対策ということでございますが、灯油につきましては、今後シーズンを通して、灯油のポンプの栓を止めるというような作業をこれまでは行っておりませんでした。そういったシーズンごとに灯油のポンプを止める。また、各学校へ、そういう共通したマニュアルのようなものを作成して配付していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 発覚の状態というのは、接続部分から漏れていることが分かったということなんですけれども、その原因については、例えば何か部品の経年劣化だとか、そういうことだったのか。それをもう一度答弁願います。

それから、発覚からどれぐらいの時間が経過して確認に至ったのか。それについてもお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず、原因につきましては、管の老朽化、経年劣化が原因であると考えております。

また、時系列の経緯でございますけれども、9月18日にしらかし台中学校から、灯油の臭いがするという事で教育委員会宛てに連絡がありまして、その日に現地を確認いたしまして、地下ピットの中に灯油と水があるということを確認いたしまして、消防に通報し、その日に緊急対応として、水と油が混ざっておりましたので、浮いている油の表面の部分を吸引して、中和剤を散布いたしました。その日に、しらかし台中学校は翌日は臨時休校にしようということで判断をいたしまして、次の日も表面吸引を中心に、各ピットの表面吸引処理を行っております。

その後、今に至るまでに予算の専決処分をさせていただきまして、地下ピット内の吸引、清掃、漏油場所や漏水場所の特定、修繕を行っておりまして、現在は暖房機は今のところ使える状態にはなっておりますが、今後、配管の入替え工事等を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 教育総務課長、今は臨時的、暫定的な回復ですか。それから、今聞かれたことは、いつからそれがまず使える状態になったかと質問しているんですけども、もう一度、教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

暖房機が使える状態になりましたのは、先週の11月の末でございます。発覚、9月18日に灯油の臭いがするというので中学校から連絡があつて、11月28日、29日に暖房機、修繕箇所の検査を行って、暖房機が今ところ使えるというところでございます。ただ、管の老朽化、経年劣化があるのかなというところございまして、今後、灯油の配管の入替え工事は12月以降に予定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

---

日程第4 議案第55号 利府町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第4、議案第55号利府町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第55号利府町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第56号 利府町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第5、議案第56号利府町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 2点お伺いしたいと思います。

先ほどの55号の議案も、誰でも通園制度の運営基準ということなんですが、今回56号が特定乳児とついているんだけど、特定乳児というのはどういう方なのかということをお伺いしたいと。55号、56号の違いですね。

2点目は、これは各園とか施設で1日の受入れ限度人数はあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

まず1点目、特定幼児通園事業者についてでございますが、そちらにつきましては、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行うものであることとなります。そうしますと、こちら各町内の認可を受けている施設事業所となります。

また、2点目の受入れ人数につきましては、一般型、余裕活用型とございます。余裕活用型につきましては、定員の余裕ある部分で対応していきます。

一般型につきましては、今後その利用定員等を定めていくとなっておりますので、現在未定でございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ちょっと1点目、よく分からなかったんですけども、特定乳児というのはどういう方を指すのかということをお伺いしたかったんです。

それと、2点目の受入れ限度人数については、一応各施設とか園によってこれから決めるということで、一定は決めなければいけないということよろしいですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

特定につきましては、事業所、保育所等に通う幼児、乳幼児に係ります。

なお、2点目につきまして、未定となっております。その未定につきましては、今後検討していくという形になります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 分からなかったんですが、1番と2番の違い、55号と56号の違いを教えてください。施設が違うのか、あるいは対象とする乳児が違うのか。そこをお伺いしたかったんです。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） 申し訳ございません。特定乳幼児と一般乳児の違いになりますけれども、そちら特定につきましては、決まっている保育所等に通う乳児等々になると思います。一般に関しましては、幼稚園児、幼稚園未就学児の方々となっているかと思えます。

なお、こちら間違いないかの確認をさせていただきたいと思っておりますので、議会終了後、担当のほうに来ていただければと思います。

なお、受入れ人数未定について。大丈夫ですか。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第56号利府町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第6、議案第57号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第57号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第7 議案第58号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条  
例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第7、議案第58号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今回この条例によって、常勤の特別職の期末手当、それから報酬が人事院勧告に基づいて改定されるということになるんですが、ちなみに非常勤の特別職である議員の期末手当についても支給率が改定されるということになります。

お伺いしたいことは、そういった改定の背景には人事院勧告があり、人事院勧告の背景には物価高等があるということなんですけれども、同じ特別職で常勤の者と非常勤の者で、片や期末手当と報酬が改定される。非常勤の特別職、議員は期末手当のみが改定されるということで、その改定の手続に当たって町長が審議会に諮問し、妥当であるという答申を受けたので、この条例に至っていることなんですけれども、すみません、もう一度言います。お伺いしたいことは、町長の諮問に当たって、非常勤の特別職である議員の報酬も含めた諮問はなぜなされなかったのかということについてお伺いします。

補足しますと、常勤、非常勤の違いはあっても、例えば議員も物価高あるいは社会保険料の増額といったことで結構厳しい状況にあります。そういったことで、町長の諮問に当たって、そういう議員報酬も含めた諮問はなぜなされなかったのかということについてお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長（和田あずみ君） お答えいたします。

議員報酬につきましては、これまでも、前回ですと、議員活性化特別委員会において協議されて、町側に報告という形で上げていただいたものに基づいて諮問をし、そして変更をしたという経緯がございます。

今回につきましても、状況を伺いましたところ、活性化委員会で検討の予定があると伺いましたので、今回は町側のみという形になってございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 状況はよく分かっているんです、私も。慣例的に、非常勤の特別職の議員の報酬については、常勤の首長の報酬のおおむね3分の1程度というような位置づけがあって、ただ明確に議員報酬のレベルをどう定めるべきかということについては、あまり各自自治体も明確になってないということでもあります。

それで、先ほど総務課長がお答えくださったように、議会活性化委員会での審議を経て、要求があれば今後また諮問を考えるということなんですけれども、そういうことで、慣例的には常勤のほうは人事院勧告があるたびに諮問がなされ、改定されると。非常勤の議員のほうは、議員全体の意思として要望して、それを踏まえて諮問するということになるんですが、本来そういう議員側からの要望がなくても、人事院勧告の都度、同じように諮問すればすっきりするのではないかなと思うんですが、ちょっと知識不十分なところがあって間違っているかもしれませんが、教えていただければありがたいです。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長（和田あずみ君） お答えいたします。

人事院勧告につきましては、やはり常勤の職員を主に対象にしてございますので、これまでも三役に関しましては、人事院勧告に基づいて、減額の変更もしてきているところでございます。常勤の職員と、また非常勤である議員の皆さん等を直接同じ形で取り扱うというところに違和感があるということもございますし、これまでそのようにしてこなかったという経緯もございましたので、現時点ではやはり別個に考えて進めていくことがよろしいのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 人事院勧告の意義、趣旨については理解しております。一般職のためにあるものと。私が言いたいことは、町長の諮問に当たって、特別職何たら審議会という報酬の審議会がありますけれども、その諮問に当たって、例えば町長が、副町長、教育長、こういうことで諮問したいけれども、そのとおりでいいかと尋ねることなく、慣例的に人事院勧告に基づいて、町長の裁量で諮問されていると思います。

そのときに、非常勤の特別職である議員も同じように物価高だとか、社会保険料の増大だとか、そういった経済的な疲弊状況にあることを踏まえて、町長が諮問に当たって非常勤の者を

含めた諮問はなぜなされないのか。これまでの慣例上そうになっているということは分かるんですけども、その都度、人事院勧告があつて、町長が諮問するとき、非常勤の者は含めないことを何か規定するものがない限りは、町長の裁量で諮問してもいいのではないかと考えるんですけども、どうでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長（和田あずみ君） お答えいたします。

特別職の常勤の職員と、あとは非常勤の方というところでは、生活給である給与と報酬ということでの違いがございますので、今回につきましても人事院勧告に沿いまして、給与の諮問にとどめたというところがございます。

そしてまた、諮問に至るまでには内部で決裁を取ってございますので、決して町長の独断ということではございませんので御承知ください。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第58号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第59号 利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第8、議案第59号利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点だけ、すみません。今回、赤沼児童遊園の廃止ということなんですけれども、松島海岸インターチェンジの改修工事に伴ってということなんです、当然町内会の同意は得られているものだと思うので、その1点と、それから2つ目は、どのようなインターチェンジの改修工事なのかということをお伺いしたいと。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） それでは1点目の、町内会の合意を受けているのかについて御説明させていただきます。

そちらにつきましては、令和6年度から実施を進めて、全協等で御説明させていただきましたとおり、町内会の合意は得ております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、都市整備課長。

○都市開発部都市整備課長（加藤智大君） お答えいたします。

工事内容につきましては、既存のY字交差点を解消するために、石巻方面に高架橋でランプを改修する工事となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 2点目の改修内容ですけれども、ということは今交差している部分を上下線別々に通れるという改修工事ということで理解してよろしいですか。

○議長（鈴木忠美君） 都市整備課長。

○都市開発部都市整備課長（加藤智大君） 失礼いたしました。今、議員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬議員、よろしいですか。ほかにございませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 私はこの公園の付近を時々通るので、公園として整備される過程も見ております。それで、疑問に感ずることが1点あります。それは、公園としてきちっと整備した。具体的には、公園の敷地の周りをフェンスで囲って、あるいは車が立ち入れないように鉄製の防護柵も築いた。たしか、プラス、ベンチもあったかと思うんですが、そういう公園として、きちっと整備したばかりの、整備間もない今の状況において、今度、高速道路の接続のため

に、その土地を渡すということなんですが、そもそも接続の構想というものはもっと早く分かっていたのではないかなと感ずるところがあります。よく分かりませんが、説明していただきたいんですが、何を言いたいかというと、そういう構想が事前に分かっていたのであれば、わざわざ公園として整備するまでもなく、余分なお金はかける必要はなかったのではないかなという疑問があります。その辺のところを説明していただけますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市開発部都市整備課長（加藤智大君） お答えいたします。

今回廃止する公園につきましては、赤沼児童公園でございます、昭和50年代から存在する公園でございます。今回、ランプ改修で工事する際は、その公園を廃止しまして、赤沼の名ヶ沢土地区画整備事業で造成しました公園が近隣に既にご覧いただけます。今、議員がおっしゃっているものは、昔からある公園のことだと思われるんですが。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。私の勘違いかと思えます。

○議長（鈴木忠美君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第59号利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第60号 利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第9、議案第60号利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙

運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第60号利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第61号 令和7年度利府町一般会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第10、議案第61号令和7年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合は一巡した後にお願いいたします。また、質疑は重複しないよう、関連質疑で対応するようにお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。10番 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 私からは3点お伺いします。

まず1点目、18ページ、6目情報政策費です。12節の委託料1,389万円減額されていますが、その理由をお伺いします。

2点目、29ページ、5目母子健康費です。12節で産後ケア業務委託料、これについて224万円増額されていますけれども、利用希望者が当初の規定を上回っている状況なのか。それと、現在の利用状況をお伺いします。

次に、32ページ、5目地域振興費です。12節委託料、シティセールス用備品等作成業務委託

料となっていますけれども、具体的にどのような備品を作成するのかお伺いします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。デジタル推進室長。

○総務部デジタル推進室長（後藤俊寿君） お答えいたします。

18ページ、12節の委託料の減額の要因でございますけれども、大きいところでは3つ目のガバメントクラウド接続回線管理運用業務委託料、こちらが当初5,744万円で債務負担行為を設定しておりますけれども、入札の結果、約2,000万円ほどの請負額になりましたので、そちらの分の減額、あとは、その一番上、住民基本台帳ネットワークシステム、こちらも請負差額の減額でございます。真ん中の総合情報システム、内部管理系のデータ抽出業務委託料のみが増額要因となっておりますので、トータルでこういった形で減額となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、子ども家庭センター所長。

○保健福祉部子ども家庭センター所長（柏崎裕子君） 2点目についてお答えいたします。

29ページ、母子健康費の委託料でございますが、産後ケア事業のサービスの定着が進んできておりまして、利用している実人数も増えてきております。また、今年度、三つ子、双子などの多胎児の出産が多くありまして、そちらの方たちの支援不足もあり、通常1人7回まで使えるサービスを、回数を少し増やして決定しているものもあり、その分の増額となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） 3点目の御質問にお答えいたします。

シティセールス用備品等作成業務委託料ということで、こちらの内容という御質問かと思いますが、こちらにつきましては商工観光課といたしまして、いろんな観光振興の情報発信ですとか、シティセールスに努めているところです。そういったときに、今現在は内容といたしましては、資料をお配りする手提げの袋と、あとはイベントでブースを出すときに、我々の机の後ろに配置をするロールアップバナーといたしまして、利府町が一目でどういうところかというのが分かるように掲示をするものになりますが、そういったものを作る予定としております。こちらは、ほかの市町村に見劣りしないように、きちんと利府のイメージをお伝えできるような手提げ袋とか、そういったバナーを作成したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 10番 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 1点目については分かりました。

2点目なんですけれども、今後の受入れ体制の拡充についてお伺いします。

3点目、資料配布等ということだったんですけれども、誰に対して資料を配布するのか、その辺のところを具体的に内容を教えてください。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。子ども家庭センター所長。

○保健福祉部子ども家庭センター所長（柏崎裕子君） お答えいたします。

産後ケアの受入れ体制につきましては、スタートした当初は、個別の契約の事業所だけの利用だったところ、現在、宮城県の医師会と宮城県助産師会との契約ということで、県内の数多くの事業者が使えるように拡充をしているところでございます。

また、個別に、それらの団体に所属していない事業所とも話し合いをしております。こちらで安全面とか確認しながら、該当させるかどうかを確認しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） 再質問にお答えいたします。

対象は誰かということの御質問かと思いますが、こちらはイベントの趣旨によりまして、観光客の皆さんであったりとか、あとはふるさと納税のPRのイベントであれば、ふるさと納税に興味のある方、あとは企業立地セミナーといいまして、利府町に進出をいただくように企業にPRするイベントもありますが、そちらの企業の皆様など様々な方を対象としております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。関連で、それでは6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、29ページの産後ケアにつきまして、関連で御質問させていただきます。

まず、産後ケア事業、様々項目がありますが、一番多かった項目を教えてください。それから、その多かった項目、多かったニーズに対しまして、その要因への分析を行っているのか。その分析したものに対して、今後対応することというものを課内の中で話し合っているのかという部分をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 子ども家庭センター所長。

○保健福祉部子ども家庭センター所長（柏崎裕子君） お答えいたします。

産後ケア事業は、宿泊型、デイサービス型、訪問型と3種類あるんですけども、最も利用の多いものが通所型の6時間未満のサービスとなっております。1日かけて、日中お母さんたちが休みを取っているような状態となっております。

こちらの分析に関してなんですけれども、今現在実施はしていないんですが、現在県内で統一したサービスができるようにということで、県全体の協議会でいろいろと検討しているところですので、今後はそれらの動きも見据えて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに。11番 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 2点ほど質問いたします。

まず、補正予算書の31ページ、6款1項3目12節委託料のところなんですけれども、214万5,000円、熊生息状況ドローン調査業務委託について、これは具体的にどのような調査を実施するのか、お願いいたします。

それと、2点目になりますが、説明資料の6ページ、66、館山公園の駐車場整備ということなんですけれども、これは図面がないので、どういうところかちょっと分からないので、具体的に説明願いたいんですが、館山公園の上のほうなのか、下のほうなのか。そして、何台分の駐車場なのかというところをお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○経済産業部農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） お答えいたします。

熊生息状況ドローン調査業務委託料なんですけれども、こちらはサーモカメラを搭載したドローンを、令和4年度からの熊の目撃情報から選定した箇所を飛行させまして、熊の体温を検知して、画像や映像の解析を行い、熊の生息状況を取りまとめ、対策の立案を行う業務委託でございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

館山公園の駐車場につきましては、予定しているものが、館山公園を登り切った上のほうに、さらに駐車場の整備を検討しております。

また、台数につきましては、これから設計業務等を行っていきますので、その中で確定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 熊の件で、これはサーモカメラでやるということなんですけれども、何回実施するのかというところと、調査する時間帯、昼なのか、夜なのか、夕方なのか、朝なのかというところを具体的にお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○経済産業部農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） まず、フライトの回数ですけれども、こちらは3回予定しております。

時間帯なんですけれども、こちらが熊の活動が活発になります早朝、日の出から2時間程度を予定しております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 熊の活動が確認できたというときの事後の処置は、ドローンの運用に連携した対策というものは今後考えているのか、お願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○経済産業部農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） 実際にドローン調査を行いまして、仮にというか、熊の生息状況を確認した場合ですけれども、こちらは対策としまして、電気柵の設置、あとは防除威嚇機、あとは警告看板、そちらの配置などを考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかにございませんか。関連で、9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 私からは、今の熊対策のことで関連質問させていただきます。

はっきり言って私は、ドローンによる確認というものが本当に効果があるのか、もっと端的に言えば、住民の安全を守るための警報等につながり得るのか、甚だ疑問に思っています。というのは、熊も移動するので、明け方に、例えば分かったとしても、本当にどれぐらいの時間が経過して、警報なり住民への注意喚起なりに至るのか。そもそも、熊もやぶの中にいるわけなので、上空の高いところからカメラで見たとしても、やぶの中にいた場合に、たとえCCD、赤外線カメラを使ったとしても、本当に熊の位置が分かるのかという疑問があります。

この予算については多分、県または国からの助成に基づくものなのかなと思うんですけども、もし、ドローンで使えというひもつきでなければ、先般、経済産業部長から、間もなく県から定点監視というか、カメラが20台来るということだったので、定点監視カメラの増加、あるいは、さらに県からもらうカメラ以上に機能の向上したカメラの購入とか設置とか、そういったものに変えられる可能性はないのかなという疑問があります。というのは、やっぱり住民が心配していることは、熊が実際に今いるところはどこなんだと。それが住民の日常の活動にすぐさま注意喚起がなされることが求められていると思うんですね。

その意味では、定点監視カメラでしっかりと常時監視して、もちろんモニタリングの機能も必要だと思いますし、人感センサー付きの好感度なカメラが必要だと思うんですけども、そういったものに変えたほうがいいのではないかなという気がします。

ドローンの効果、それからドローンの費用が組み替えられるのであれば、そういう定点監視カメラへの流用をしたらいいのではないかという意味で質問します。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○経済産業部農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） まず、ドローンのカメラの費用対効果ですけども、こちらは野生動物の調査でございますので、確かに議員おっしゃるとおり、成果については未知数であることも考えられますけれども、現在町では熊の生息域や頭数を把握していないので、今後の熊対策に非常に有益な調査になると考えております。

それと、センサーカメラの件ですけども、こちらは20台を県に要望していますので、後ほど納入されると考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかにございませんか。関連。ちょっとお待ちください。12番 高久時男、関連。

○12番（高久時男君） 今の熊対策なんですけれども、先ほどの答弁で、朝3回ですね、調査する内容が。同じ時間帯だけで調査3回やっても、なかなか生息調査とはいかないのではないかなと思うんですよ。時間帯を変えてみて、一帯、この時間帯には、個体、いろいろあると思うんですけども、熊の。ただ、やっぱり夜どこにいるとか、日中どこにいるとかというものを調べたほうが、より内容、その行動範囲がどうなのかとかということが分かると思うんですけども、何で朝だけ3回と区切っているのかなと思って、ちょっとその辺、疑問に感じたので質問します。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○経済産業部農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） 一応、今の段階では、詳細については、うちの想定でやっていますので、あとは実際、始めて、試験的に1回やってみまして、早朝で、もし成果が上がらなければ、それは時間帯を変更しまして、調査をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに。関連。それでは2番 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） ただいまの質問に関連してにはなりますが、熊の生息域も確かに巣穴となる場所が果たして利府町内にあるのか、餌場が利府町内にあるのか、その辺も調査対象になってくるかと思えます。

ただ、地形的に町内の山林というものは周辺の自治体にもまたがっておると思えますし、また熊も1日また数日の単位で移動しているということが推測されます。

こういったことに関しては、どういった範囲まで、カメラはどうしても利府町内しか映せないだとか、もしくは多少なりとも周辺の自治体も含めて調査ができるようにカバーをしていくのか。そのあたり、範囲を教えてくださいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○経済産業部農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） お答えいたします。

具体的には、調査箇所につきましては、過年度の熊の目撃情報から、グランディ西側、北側周辺の山林一帯と、惣の関ダム周辺山林から葉山団地に至る山林一帯の2か所を熊の生息域と想定しております。そこで調査を考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） では、3点お伺いしたいと思います。

1点目は、補足説明の債務負担行為の補正の件なんですけれども、3ページのナンバー28です。町民バスのキャッシュレス決済支援事業ということで、来年度からキャッシュレスの導入をするということだったと思うんですけれども、これは具体的にはどういうものを考えているのか。例えば、Suicaとか、そういうものなのかどうかというのをお伺いしたいと思います。

2点目、本体のほうの13ページの歳入のところなんですけれども、18款2項1目の総務費県補助

金の5のところ、モビリティイベント開催運営事業費というものが補助金として33万円ほど入っているんですけども、イベント開催ですから、ここに、これはどういうものを指しているのかお伺いしたい。それと関連した支出がちょっと見当たらなかったのも、関連した支出についても教えていただきたいと思います。

3点目、25ページ、3款1項5目の保健福祉センターの管理費のところ、14節の工事請負費ですけども、これは福祉センターの雨漏り工事100万円ということですけども、毎年、雨漏り工費、屋根もやったと思うんです。屋根もやって、その後も、去年も何か雨漏り工事の補修をしたと思うんですけども、今回も補正でなっているということで、確かに利用者の方から、また雨漏りしているんだという話も聞くので、この雨漏り工事で止まるのか、あるいはまた根本的な問題があるのかということ、雨漏りの対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。まず最初、1番目が生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（鈴木健二君） お答えいたします。

町民バスのキャッシュレス決済の事業でございますが、今時点で想定しているものは、Pay Payによるキャッシュレス決済となっております。

今回上げているものは手数料という形で考えておりますので、運用を始めて、どのような形が今後、またPay Pay以外にもいろんなキャッシュレスがありますので、そういったものを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、スポーツ振興課長。

○企画部スポーツ振興課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

2点目の、歳入のモビリティイベントの開催運営事業費補助金33万1,000円についてでございますが、こちらは県の自動車産業の集積と、ものづくりとか、人材の裾野を広げることを目指しているモータースポーツイベントに関する補助金がございます。そちらを申請していただいているものになります。

今回につきましては、6月1日に開催されましたTGRラリー、そちらのイベントに係る部分で、お認めいただいた部分を今回33万1,000円ということで計上させていただいております。

歳出につきましては、当初お認めいただいておりますモータースポーツの負担金、そちらの510万円のうちの33万1,000円が今回認められたという形になってございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 最後に、福祉センター関係。健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

今回計上させていただいております雨漏りの修繕の部分なんですけど、こちらは以前修繕した部分とはまた違う部分になります。保健福祉センター管理棟、正面玄関を入ってすぐのところと、あとは職員の通用口の近くに、内部の通用口になるんですけど、屋根のトップライト、そこからちょっと雨漏りがひどくなっておりまして、そこを5か所修繕する部分を今回計上させていただいております。

議員のおっしゃる利用者の方の雨漏りの部分というのが、老人福祉センターの教養娯楽室、その部分かとは思いますが、そちらについては今調査を行っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点目の、町民バスのキャッシュレスの件なんだけれども、今後Suica以外のところでの展開も考えていらっしゃるのか、今回は取りあえずということなのか、ちょっとお伺いしたいと。

それから、2点目は了解しました。

3点目のところは、これで雨漏りは止まりそうですかと。やってみないと分からないと思うんですけども、今も雨漏りがしているところはあるのかなと思って、利用者の方から聞いたんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） まず最初、生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（鈴木健二君） お答えいたします。

すみません、先ほどの回答と一緒にになってしまうんですが、まずPay Payを導入して進めていきたいと考えているところです。

また、キャッシュレスはPay Pay以外にもいろんなものがありますので、住民のニーズに合ったものを今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（小原晶子君） 今回のトップライトの部分なんですけど、多分こちらの修繕では、今止まると、雨漏りはその部分ではなくなるのかなと思います。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 1点お伺いします。

28ページが一番下です。18節、予防接種健康被害給付費とあります。これは新型コロナで健康被害を受けられた方の救済のための費用だと承知しているんですが、全体像を教えてくださいたいです。

2019年に新型コロナが発生して以来、ワクチン接種により健康被害を受けられた方は何人ぐらいで、今回対象となっている方が新規なのか継続なのか、そもそも利府町としてどういう全体になっているのか教えていただけますでしょうか。

それからもう一点、それに関連して、利府町のみならず全国的にワクチン接種による健康被害を来してる方が結構いらっしゃるよう承知しています。国会でも指摘されておるところであります。

それで、接種記録だとか、あるいは病院のカルテというか、電子カルテですかね、そういったものの保存期間がたしか5年だったと思うんですけども、ひょっとして、ある程度の年数がたってからワクチン接種の被害が発生したといったときに、そもそも接種記録がないと、一番肝腎な証拠がないということになってしまっていて、救済を訴えようにも訴えられないということになるかと思えます。

それで、基本的には5年と思うんですけども、間違いだったらすみません。予想される新たな健康被害の訴えに備えて、原則5年を延長するような対応を考えていらっしゃるのかどうか。その辺を教えてください。

○議長（鈴木忠美君） それでは当局、答弁願います。健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

今回、予防接種の救済制度に認定された方なんですが、こちらは令和4年度に特定臨時接種として実施しました新型コロナワクチンになりまして、町としては初めての認定者になります。

今回は、給付した金額としましては、認定された部分の令和6年11月分から令和8年3月分の見込額となっております。ただ、この方は8月の下旬に認定されておりまして、一番最初に請求のありました令和5年4月分から令和6年10月分、こちらの医療費、医療手当につきましては予備費を対応して、既に支給済みとなっているものです。

町で今把握しております健康被害の相談件数だったりとか、申請の人数なんですが、令和3年から今現在も対応中のものもありまして、全部で14件相談を受けているところでございます。その14件の中で、今回認定がありました1件と、あとはもう一つ、ちょっと新型コロナのワク

チンではないんですが、国の審査結果待ちの方が1名おります。

先ほど議員のおっしゃったとおり、予防接種の予診票の保存期間なんですけど、5年とはなっているんですが、今、国で保存期間の延長ということも検討されておりますので、決まりましたら国の基準に基づいて、町の接種記録というものも延長して保存していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） よく分かりました。

関連して2つほど申し上げたいんですけども、被害の救済制度自体を知らない方も結構いるのではないかなと思うんですね。私もホームページを確認しました。確かに載っていますけれども、ホームページに載っているからいいのではなくて、新型コロナワクチンを受ける方もだんだん少なくなっているかもしれませんが、過去に打った方もたくさんいらっしゃるんで、健康被害を訴えられやすいように、しかし、ちなみに被害を訴えても因果関係だとか、認定に至るまでは結構しんどい作業が待ち受けているかと思うんですけども、まずは救済制度の存在自体をお知らせするという行為をさらに努力していただければと思います。それから……

○議長（鈴木忠美君） 浅川議員、分かりやすく簡潔に行ってください、質問は。

○9番（浅川紀明君） 周知をお願いします。

それから、国が接種記録等の証拠書類の延長を考えているということなんですけれども、国の決定があるときまでに、もう5年が過ぎたから廃棄ということにならないように、当然国の延長決定を予想して、既に廃棄期限が来たものも延長しているかと思うんですが、その実態を教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

予防接種の救済制度、こちらにつきましては新型コロナワクチンだけではなく、全ての予防接種の予診票に合わせて、対象者の方全員に周知は、チラシ等を入れて、お知らせしておりますが、なお周知は強化していきたいと考えております。

ワクチンの接種記録なんですけど、今現在は5年のものもあるんですが、紙の予診票は保存はなってはおりませんが、接種台帳としてデジタルで、電子で記録というものは、今のところは、かなりの年数は、すみません、今ちょっと保存年数が、最長でどのぐらい保存しているかは後

で御報告させていただきたいなと思うんですが、5年ですぐに消去ということは町でも行ってはおりません。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。それでは12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、2点お願いします。

まず32ページ、7款1項7目の観光費の中の需用費で、食糧費が30万円ほど予算が上がっております。物価高ですから、しょうがないと思うんですけれども、こういった内容のものが上がったのか。その辺の説明をお願いします。

それと39ページ、10款5項1目学校給食施設管理費の中の18節負担金なんですけれども、478万4,000円、宮城県学校給食用米穀に関わる掛かり増し経費となっているんですけれども、この文言を読んでも、どういうものか、ちょっと理解できないので、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。まず最初、商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） 1点目の質問にお答えいたします。

こちらの食糧費ですが、主に本町を訪れた方々にPR用の利府町の地場産品をお送りしております。利府町に関心のある企業様ですとか、イベントに参加する方々が増加しているので、こちらも増額するものです。

こちらの趣旨といたしましては、利府町のを行政だけのPRのみならず、そういった方々にさらに広めていただくという、そちらの影響力を期待しているものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

宮城県学校給食用米穀に係る掛かり増し経費の件についてでございますけれども、こちらは県内の様々な自治体が参加しております、米飯学校給食の普及拡大と宮城県産米の導入拡大を目的に設置しております宮城県米飯学校給食普及拡大推進委員会というものがございまして、そちらに参加している自治体、宮城県、加入市町村、またJAみやぎで構成しているんですけれども、その中で割合を決めて経費を負担しているところですが、今回価格が高騰してしまっ、基準価格を上回ってしまったということで、その差額分を加入の自治体向けに負担してほ

しいということで依頼があったものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 食糧費の件は理解しました。ちなみに、どんなものを贈っているのか。その辺のちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと、ちょっと今、学校給食の、これは協会があって、そこに支出しているものが物価高で上がったという理解でいいですか。それは内容的に、またこの協会から、何か米飯のもので、そこから各地方で入っている団体にまた戻ってくるとか、何かそういう内容なんですかね。ちょっといまいち理解できない。もう一回お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。最初は、商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

具体的にどういった品目かという御質問かと思いますが、季節に合えば、もちろん利府梨、あとは梨を使っていろいろ作っている、利府梨を使ったたれですとか、あとは利府梨カレー、あとは利府梨のジュース、あとは地元の企業が作っているどら焼きですとか、お菓子類、そういった、そのときのお相手の状況とか、お相手のことも考えながら、いろいろ見繕ってお贈りしているものです。こうしたことで町内の企業の支援にもつながるかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

こちらの掛かり増し経費につきましては、昨年度も補正で実施しているところでございますけれども、値上げ幅が抑制されていることで、JAと県も負担しておりまして、それでも足りない部分が市町村の負担として回ってくるという仕組みになっております。一応、今年度につきましては、ここまで抑えてほしいということで、委員会では話しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかにございませぬか。それでは6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、1点お伺いいたします。

36ページ、お願いします。10款1項3目学校教育費の10節需用費、消耗品、小中学生に熊よけ鈴をお配りするということで、一般質問もさせていただきましたが、11月5日の熊対策の県

の市町村対策会議の中での議事録によりますと、熊鈴の入手が困難ということが11月5日のときに言われているところで、いつ頃納入される見込みでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

熊鈴の入手の見込みというところでございますけれども、速やかに購入したいとは考えておりますが、今のところ早くても年明け以降になるのかなということ考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、納入になったらすぐに子供たちに配付するという考え方でいいのか。その辺をお伺いしたいことと、熊鈴、私が調べると、この金額だと、児童生徒3,000人で、1人1,000円ぐらいになってしまうんですが、1,000円もしないのかなと思っているんですが、どのようなものを想定しているのかというところを伺いたいことと、配付するときに、一般質問でもさせていただきましたが、子供たちが本当に分かりやすいように、どうしたらいいのかというところを、分かりやすい形での、熊鈴と一緒に、そのような形でチラシを渡すなどの対応をしていただけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

まず、熊鈴でございますけれども、既に県から自治体向けに熊鈴が配付されておまして、そのうち、学校でも欲しいということで農林水産課にお願いしまして、既に学校に3つずつなんですけれども、配付しているところでございました。今回は、それとできれば同じものを購入したいと考えております。

また、人数的なところでございますけれども、利府町内の小中学校の児童生徒分、また教職員や、あと会計年度任用職員の方も見回りに出ていただいたりしておりますので、そういった部分と、利府町にお住まいで、ほかの自治体の私立の学校に通っていただいている方とか、そういった区域外就学の方にも配付できればいいのかなと考えております。

配付するときには、どのように使ったらいいのかというところについては、何か工夫できればいいかなと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。関連ですか。関連で、11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 熊鈴について関連質問いたします。

この事業の継続性について伺いたいですけれども、単年度で終わってしまうことのないように、例えば次の翌年の新入生が入ってきたという長期的な観点で事業は進められるのか確認いたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育部教育総務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

熊鈴についてでございますが、今回の補正予算で計上しているものは、あくまでも単年度と  
うか、今回、1回限りで今のところ考えております。次年度以降については、今のところ、  
ちょっと続けていけるかどうかというところは特に、すみません、まだ考えておりません。今  
回は単発の事業ということで考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第61号令和7年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時20分とします。

午前11時11分 休 憩

---

午前11時19分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第11 議案第62号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第11、議案第62号令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第62号令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第63号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第12、議案第63号令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第63号令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第64号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第13、議案第64号令和7年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第64号令和7年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第65号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第14、議案第65号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がございませんので、質疑を終わらせていただきます。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第65号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第15 議案第66号 製造請負契約の締結について

○議長（鈴木忠美君） 日程第15、議案第66号製造請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第66号製造請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第67号 工事請負変更契約の締結について

○議長（鈴木忠美君） 日程第16、議案第67号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 変更理由の中で、将来交通量の増加を考慮しとあるんですけども、これは僅か半年前の現契約なんですね。要するに、交通量予測が甘かったということなのかをちょっと確認したいと思います。半年前の現契約に対して、今回補正の理由が、交通量予測が甘かった、要するに、なのか。当初の現契約においては何台ぐらい見込んでいて、今回何台にな

っているのか。その辺もちょっと含めて説明願いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

将来の交通量ということで、今回の整備する道路ではなくて、接続する側の既存の町道、こちらの部分の改良となります。こちらが既存の道路ですので、これまでの交通量分のそれ相応の道路構造となっております。今回道路が整備されることによって、そちらの町道にも交通量が流れ込むこととなりますので、それを見越して既存町道側の改良分、こちらを増工するものであります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） ということは、既存の町道を補強するという意味ですね、連結するということで、そういうことであれば理解できるんだけど、今言った、じゃあ既存の町道交通量は1日何台ぐらい予測しているか。この間の渋滞予測で答弁にあったけれども、この新しい道路に関しては1日当たり4,000台というような回答は返ってきたんだけど、ということは既存の町道はそれより低いということですよ。大体どのぐらいを見込んでいるのか。大体でいいよ。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答えします。

開発を控えておりますので、その中で、将来的には、その先の県道で1万台増える計算にしておりますので、その分を見越しての増加ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑がございませんで、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第67号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第68号 指定管理者の指定について

○議長（鈴木忠美君） 日程第17、議案第68号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第68号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第69号 指定管理者の指定について

○議長（鈴木忠美君） 日程第18、議案第69号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑ございませんか。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、2点お伺いいたします。

今後、この議決が終わりましたら、協定書を結んでいくことになるかと思っております。文化交流センター施設の設置目的を果たすために、重要事項もしっかりと盛り込まれると思っております。適正な管理運営の確保であったり、住民サービスの向上と利用促進、また住民の平等利用の確保という部分が盛り込まれるべきと考えますが、このような内容が盛り込まれるものなのかということが1点。

それから、もう1点が、現協定期間中でありませけれども、その運営におきまして、町民の皆様からお寄せいただきました利用者の声であったりだとか、あと改善の要望などあるかと思いますが、今回新たに締結される内容に、その辺がどのように盛り込まれるものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。

○教育部生涯学習課長兼郷土資料館長（古澤晃一君） お答え申し上げます。

まず1点目の、いろいろな目的と申しますか、そういったものですが、しっかりとその辺は協定書に平等利用も含めまして盛り込んでまいりたいと思いますし、現在、今も毎月1回、定期的に会議等を行っていますので、そちらでも課題と申しますか、そういったものは協議しまして、すぐ解決できるものは解決して行って、あとは、すぐにできないものは前向きに検討ということで取り組んでおりますので、次期指定管理の協定にしっかりと盛り込んでいきたいと考えております。

それと、利用者の声でございますけれども、この辺は、現在行っている指定管理を第1期目と捉えまして、まずはやはりリフノスというものを知っていただくということで、町の人口増の施策と同じように、まずは知っていただいて、そして来ていただいて、あとは継続して利用していただくということを、現在の第1期目では重点的に取り組んでおりまして、2期目は、その中で町民の声ですか、要望だったり、そういったものも多々ございますので、その辺を具体的な取組、図書館、公民館、文化会館、施設の維持管理、それぞれ出ておりますので、その辺改善していけるように、第2期ということでしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 生涯学習課長、こちらで指定してから、ひとつお願いいたします。

では、6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 重要事項といたしまして、しっかりと確認して評価していくことが大事だと思っております、しっかりと評価シートとして令和3年度からされていて、令和6年度の部分も公開されているものですから、見せていただきました。その中に、先ほどお話ししました住民の平等利用という部分に関しての数値目標の設定がなく、評価されていませんでした。適正な管理運営の確保であったりだとか、住民サービスの向上と利用促進とか、その辺に関しての数値は出ているんですけれども、平等利用に関しての目標と、それに対する評価という部

分の数値目標が掲載になっていない状況が今現在あります。それに関して、話合いがなされているものなのかお伺いします。

それから、改善要望などはしっかりと毎月も行っているし、しっかりと改善していきたいというお声でありましたけれども、協定書に今の契約と、新たに作る契約とプラスして改善したりという部分が今見えているものがあるようであれば教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。生涯学習課長。

○教育部生涯学習課長兼郷土資料館長（古澤晃一君） 平等利用ですか、この部分は数値化されていないということなんですけれども、この辺、現在のモニタリング調査などでは、モニタリングの評価ですか、この項目では入っておりませんので、その辺はしっかりと盛り込んでいって、それから平等利用に対する御意見、こういったものはリフノスでも意見箱も設置しておりますし、それから、ちょうど今月ですかね、アンケート調査、こういったものを行っておりますので、その中で、今年度はちょっと難しいですけれども、次回以降、その辺も項目として設けていったり、工夫してまいりたいと考えております。

それと、改善点につきましては、いろいろ毎月、例えば細かい、ちょっとした要望といいですか、苦情等がございますので、その辺はやはり、先ほど申し上げましたように、逐次、毎月の会議等で協議を行いながら、しっかりと改善できるものは改善して、皆様から愛され、利用しやすいような施設になるように向上に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 協定書なんですけれども、骨子案が今からつくられていくものと思っております。新旧と対応したものを議会にも、その内容が事前に提示されるものなのか、ぜひ見せていただきたいと思うんですけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。生涯学習課長。

○教育部生涯学習課長兼郷土資料館長（古澤晃一君） その辺は機会を捉えてお示ししていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第69号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第70号 宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について

○議長（鈴木忠美君） 日程第19、議案第70号宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第70号宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第71号 町道の路線認定について

○議長（鈴木忠美君） 日程第20、議案第71号町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第71号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第72号 町道の路線廃止について

○議長（鈴木忠美君） 日程第21、議案第72号町道の路線廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第72号町道の路線廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 請願第2号 国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を  
求める意見書の提出を求める請願

○議長（鈴木忠美君） 日程第22、請願第2号国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」

の改正を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

本案については、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長、永野 渉委員長。登壇願います。

○総務企画常任委員長（永野 渉君） それでは、報告申し上げます。

令和7年12月5日

利府町議会議長 鈴木忠美殿

総務企画常任委員長 永野 渉

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第87条の規定により報告します。

受理番号、請願第2号。

付託年月日、令和7年9月5日。

件名、国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願書。

審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見概要。

賛成意見。

冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、無実の者を迅速に救済することは刑事司法の最重要課題である。しかしながら、現行の刑事訴訟法における再審規定（以下「再審法」という。）は、第4編の僅か19か条にとどまり、証拠開示や審議手続に関する具体的規則が不十分であることから、早急な法改正が求められている。

特に、いわゆる「袴田事件」においては、1966年の事件発生から2024年の無実確定まで58年を要し、2014年の再審開始決定後も、検察官の不服申立てにより審理が長期化した。無罪確定時、袴田氏は88歳となっており、失われた時間はあまりに大きく、取り返しがつかない。このような事態を二度と招かぬよう、再審開始決定に対する検察官の不服申立て等を禁止する等の法整備は喫緊の課題である。

また、再審請求審における証拠開示のルールが明文化されていないため、裁判所や検察官の対応により、「再審格差」が生じている現状も看過できない。袴田事件の例を見るまでもなく、再審段階における証拠開示は真実発見と冤罪防止の生命線であり、検察官の保管する証拠の原則全面開示を法的に義務づけることが必要である。

既に、超党派の国会議員連盟が結成され、宮城県議会をはじめとする多くの地方議会においても法改正を求める意見書が採択されるなど、再審法改正を求める声は国民的な広がりを見せている。

結論。

採決の結果、賛成多数で委員会の審査結果は採択となった。

以上であります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより請願第2号国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 請願第3号 診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める請願

○議長（鈴木忠美君） 日程第23、請願第3号診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める請願を議題とします。

本請願の紹介議員は、7番 金萬文雄君より内容の説明を願います。

○7番（金萬文雄君） それでは、請願の理由説明をいたします。

請願者は、宮城県民主医療機関連合会会長、船山由有子氏です。

診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める請願書。

請願理由。

地域の医療機関や介護・福祉事業所は国民が安心して暮らしを営んでいく上で欠かすことができないものです。

しかし、地域の医療機関や介護事業所では、昨今の終わりの見えない物価高によるダメージが蓄積し、経営努力も限界に達しており、このままではサービス提供体制を維持していくことすら困難となる事態が懸念されています。昨年の医療機関の倒産・休廃業件数は786件、介護事業所では791件と増加の一途であり、医療機関の倒産件数は26年度には1,000件を超える見込みとの予測があります。2025年度上半期の医療機関倒産件数は35件と、昨年を上回り過去最多のペースです。

少し省略します。

政府は、令和6年の診療報酬、介護報酬の改定で、賃上げに特化した評価料や加算を盛り込みました。

しかし、診療報酬のベースアップ評価料や介護報酬の新加算は、病院と診療所や介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が異なり、対象外となる従事者もいることから、効果は限定的と考えられ、物価高騰を上回る賃上げにつながる施策が求められています。

特に、介護報酬改定により令和6年4月から訪問介護の基本報酬が引き上げられることに対して、地方の実態にはそぐわず、訪問介護事業所の経営は圧迫されています。

今、医療機関は経営困難、地域医療の危機、人材不足、物価高騰といった複合的な問題を抱えています。これらの課題に対処するためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充に加え、診療報酬、介護報酬の抜本的な引上げと同時に、患者・利用者の負担軽減を実施すべきです。

少し中を省略します。

医療・介護をはじめとした社会保障の危機から転換できるかどうか、地方の医療を守るために自治体から意見を上げていくことが重要と考えます。

つきましては、全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持・発展のため、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出していただくようお願いいたします。

請願事項。

1、医療機関や介護施設で働く全ての労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、国の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。

2、全ての医療機関を対象に、物価高騰や実質賃金増を補えるだけの診療報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。受療権・介護を受ける権利を守るため負担軽減策も実施すること。

3、訪問介護費の引下げを撤回するとともに、全ての介護事業所を対象に、物価高騰や実質賃金を補えるだけの介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

以上ですが、なお今回の請願に対しては、今年度中の早期の対応が必要なことから、委員会付託ではなく、本議会での請願を採択いただければと思いますので、御審議よろしくお願いたします。

○議長（鈴木忠美君） 請願の説明を終わります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。金萬議員は自席に戻ってください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより請願第3号診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める請願を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩をします。再開は13時ちょうどとします。

午前11時52分 休憩

---

午後0時58分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

発議第3号及び発議第4号を日程に追加し、追加日程第1、第2として日程の順序を変更し、

直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、これらを日程に追加し、追加日程第1、第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

---

追加日程第1 発議第3号 国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正  
を求める意見書（案）

○議長（鈴木忠美君） 追加日程第1、発議第3号国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。永野 渉君。少々お待ちください。

○15番（永野 渉君） 大変申し訳ございません。

それでは、発議第3号。

令和7年12月5日

利府町議会議長 鈴木忠美殿

提出者 利府町議会議員 永野 渉

賛成者 利府町議会議員 今野隆之

賛成者 利府町議会議員 土村秀俊

賛成者 利府町議会議員 阿部彦忠

賛成者 利府町議会議員 郷右近佑悟

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、利府町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、無実の者を迅速に救済することは刑事司法の最重要課題である。しかしながら、現行の刑事訴訟法における再審規定（以下「再審法」という。）は、第4編の僅か19か条にとどまり、証拠開示や審理手続に関する具体的規定が不十分であることから、早急な法改正が求められている。

特に、いわゆる「袴田事件」においては、1966年の事件発生から2024年の無罪確定まで58年を要し、2014年の再審開始決定後も、検察官の不服申立てにより審理が長期化した。無罪確定時、袴田氏は88歳となっており、失われた時間はあまりに大きく、取り返しがつかない。この

ような事態を二度と招かぬよう、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する等の法整備は喫緊の課題である。

また、再審請求審における証拠開示のルールが明文化されていないため、裁判所や検察官の対応により「再審格差」が生じている現状も看過できない。袴田事件の例を見るまでもなく、再審段階における証拠開示は真実発見と冤罪防止の生命線であり、検察官の保管する証拠の原則全面開示を法的に義務づける必要がある。

既に、超党派の国会議員連盟が結成され、宮城県議会をはじめとする多くの地方議会においても法改正を求める意見書が採択されるなど、再審法改正を求める声は国民的な広がりを見せている。

このようなことから、国に対して、意見書を提出するものです。

以上。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。永野 渉君は自席に戻ってください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発議第3号国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本案意見書は、議長において関係各大臣に送付いたします。

処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める意見書（案）

○議長（鈴木忠美君） 次に、追加日程第2、発議第4号診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君）

発議第4号

令和7年12月5日

利府町議会議長 鈴木忠美殿

提出者 利府町議会議員 金萬文雄

賛成者 利府町議会議員 土村秀俊

賛成者 利府町議会議員 今野隆之

賛成者 利府町議会議員 浅川紀明

賛成者 利府町議会議員 郷右近佑悟

診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と  
医療機関や介護施設の経営改善を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、利府町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

診療報酬及び介護報酬の引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求め、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出するものであります。

診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める意見書（案）。

診療報酬や介護報酬といった公的価格で医療機関・介護施設等では、価格転嫁による対応ができず、昨今の価格高騰により生じる負担については、医療機関・介護施設等が負わざるを得ない状況が発生しています。

加えて、医療・介護の現場においては、給与の高い職種に人材が流出するなど人材確保に関しても厳しい状況にあり、医療機関・介護施設等の経営をさらに圧迫している。

医療・介護の業界自体の負担増を許容していけば、医療・介護資源の減少を招き、我が国が

誇る国民皆保険制度や介護保険制度を今後も維持し続けたとしても、結果として国民が医療・介護等を十分に享受できない事態が発生する可能性がある。また、日々住民のために働いていただいている医療従事者・介護従事者が不安なく日々の業務に精励できる環境の整備を進める必要がある。

国民の医療・介護を守るためには、医療機関・介護施設等で安定した経営を維持し、人材確保が行える財源の確保が必要不可欠である。

国においては、医療機関・介護施設等が昨今の物価高騰をはじめ人材の確保に対応が可能となる財源を確保できるよう、診療報酬・介護報酬の抜本的引上げについて、現状を鑑み早急に行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。金萬文雄君は自席に戻ってください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発議第4号診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

本案意見書は、議長において関係各大臣に送付いたします。

日程第24 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（鈴木忠美君） 次に、日程第24、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育福祉常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について、会議規則第70条の規定により、配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これより、私の一身上に関する事件ですので、除斥のため退席することとし、副議長と替わります。

〔16番 鈴木忠美君 退場〕

○副議長（鈴木晴子君） それでは、議長に代わりまして議事を進めます。

---

日程第25 議長辞任の件

○副議長（鈴木晴子君） 日程第25、議長辞任の件を議題とします。

本定例会において、鈴木忠美議長より辞職願が提出されておりますので、職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（太田健二君） 令和7年12月5日。

利府町議会副議長、鈴木晴子殿。

利府町議会議長、鈴木忠美。

辞職願。

このたび健康上の都合により利府町議会議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） お諮りします。

鈴木忠美君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、鈴木忠美君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

鈴木忠美君の入場を許します。

〔16番 鈴木忠美君 入場〕

○副議長（鈴木晴子君） 鈴木忠美君の辞任の挨拶を許します。

○議長（鈴木忠美君） 退任の挨拶ということで、2年前に皆さんの御推薦をいただきまして、議長に就任しました。自分なりに一生懸命やってきたつもりですけれども、体調がちょっと、なかなかいうことをきかないということで、この辺でちょっと辞任したいということでありま。ただ今後とも、やっぱり一議員として一生懸命、議会の運営、そしてまた町民のために頑張ってまいりたいと思います。

大変、長い間いろいろありがとうございました。

○副議長（鈴木晴子君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、日程第26として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

---

## 日程第26 議長選挙

○副議長（鈴木晴子君） 日程第26、議長の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、5番 皆川祐治君、7番 金萬文雄君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（鈴木晴子君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（鈴木晴子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

皆川祐治君、金萬文雄君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（鈴木晴子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

うち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

永野 渉君 16票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、永野 渉君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（鈴木晴子君） ただいま議長に当選されました永野 渉君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長と交代します。

○議長（永野 渉君） 当選に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位の選任により、議長の大役の任に、最近たるんだ体が改めて引き締まる思いであります。

憲法に制定されている地方自治体の二元代表制を厳守し、この後ろにあります、いつも議場を見渡している私の大好きな町章に恥じることなく努めてまいります。

昭和31年に、この利府町に生を受け、これまでの人生の全てを、この町で過ごしました。そして、青年時代に憧れていた町議に平成19年4月に50歳で当選し、現在まで18年数か月も町民の福祉の向上に努めてまいりました。非力な中ではありましたが、私のモットーは、何事も町民のための政治であります。このことを常に念頭に置き、努めてまいります。

町長をはじめ執行部の皆様方に申し上げます。これからも町民のための町政を執行すべく、共に、車の両輪と例えられておりますが、まさに両輪の誤差がなく回っていきますよう、お互いに知恵を出し合いながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、令和5年9月以来、議会運営に努めてまいられました鈴木忠美前議長に敬意を表し、大変短くて申し訳ございませんが、就任に当たりましての挨拶とします。ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩とします。再開は14時とします。なお、当局の皆さんは以上をもちまして退席となります。再度の出席はありません。12月定例会、大変に御苦労さまでした。

午後1時30分 休 憩

---

午後1時43分 再 開

○議長（永野 渉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの議事は、お配りしております追加議事日程の順に進めてまいります。

---

日程第27 議席の一部変更

○議長（永野 渉君） 日程第27、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり、議席の一部を変更します。

---

日程第28 常任委員の選任

○議長（永野 渉君） 日程第28、常任委員の選任を行います。

14番 鈴木忠美君を利府町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、総務企画常任委員に指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に総務企画常任委員会を開催し、委員長の選出を互選願います。それでは、第一委員会室において、総務企画常任委員会を開催し、委員長を選出願います。

午後1時45分 休 憩

---

午後1時55分 再 開

○議長（永野 渉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務企画常任委員会の委員長が選任されましたので報告します。

総務企画常任委員会の委員長は鈴木忠美君が選任されました。

先例に従いまして、私が常任委員、議会運営委員及び議会活性化特別委員を辞任したいと思いますので、副議長と交代いたします。

○副議長（鈴木晴子君） それでは、議長に代わりまして議事を進めます。

地方自治法第117条の規定によって、永野 渉君の退場を求めます。

〔16番 永野 渉君 退場〕

---

日程第29 議長の常任委員、議会運営委員及び議会活性化特別委員辞任の件

○副議長（鈴木晴子君） 日程第29、議長の常任委員、議会運営委員及び議会活性化特別委員辞

任の件を議題とします。

永野議長から先例により、常任委員、議会運営委員及び議会活性化特別委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、永野議長の常任委員、議会運営委員及び議会活性化特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

永野 渉君の入場を許します。

〔16番 永野 渉君 入場〕

○副議長（鈴木晴子君） 議長と交代します。

---

#### 日程第30 議会運営委員の選任

○議長（永野 渉君） 日程第30、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、利府町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、鈴木忠美君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、鈴木忠美君が議会運営委員に就任することに決定いたしました。

---

#### 日程第31 議会活性化特別委員の選任

○議長（永野 渉君） 日程第31、議会活性化特別委員の選任を行います。

お諮りします。

議会活性化特別委員会委員の選任につきましては、利府町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、小淵洋一郎君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、小淵洋一郎君を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会及び議会活性化特別委員会を開催し、副委員長を互選願います。

午後2時00分 休 憩

---

午後2時12分 再 開

○議長（永野 渉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の副委員長が選任されましたので報告します。

議会運営委員会の副委員長は、小淵洋一郎君が選任されました。

次に、議会活性化特別委員会の副委員長が選任されましたので報告します。

議会活性化特別委員会の副委員長は、高木綾子君が選任されました。

以上であります。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年12月利府町議会定例会を閉会とします。

議員の皆さん、大変御苦労さまでした。

午後2時13分 閉 会

令和7年12月定例会会議録（12月5日 金曜日分）

上記会議の経過は、事務局長太田健二が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和7年12月5日

議 長

署名議員

署名議員